

公立大学法人横浜市立大学授業料等減免取扱要領

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程第 4 条第 1 項第 5 号の規程に基づく授業料等の減免実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 授業料等減免は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免（以下、「高等教育の修学支援新制度」という。）、YCU 給付型奨学金（授業料減免）制度、緊急応急対応型授業料減免制度とする。
- 3 高等教育の修学支援新制度による授業料等減免は、大学等の修学の支援に関する法律及びその関係法令等の定めるところによる。
- 4 緊急応急対応型授業料減免については別に定めるところによる。
- 5 第 2 項に規定する授業料等減免の単位は学期ごととする。

(対象者等)

第 2 条 減免の対象となる者は、学部・大学院学生で、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、留学生は除く。

(1) 家計評価額が理事長の定める額以下の者

ア 家計評価額とは、世帯の総所得金額から必要経費、特別控除額、収入基準額を控除して求めたものをいう。

イ 本人等が受ける給付型奨学金は総所得金額に加算する。

ウ 世帯の総所得は、当該申請日の属する年の前年のものをもとに算出する。

エ 前年の収入から大幅な家計の減少がある場合は、ウにかかわらず現況に即した所得の見込み額を別途算出し家計評価額を計算する。

(2) 次のいずれかの成績基準を満たしている者

ア 令和元年度以前に入学をした国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部又は医学部看護学科に所属する者で、卒業必要単位数÷修業年限×(学年－1)の単位数を満たしている者（過年度に学則で定める留学及び傷病等による休学等の正当な理由がある者はこの限りではない。）

イ 令和元年度以前に入学をした医学部医学科に所属する者で、各年次に割り当てられたすべての必修科目の単位を取得済みである者

ウ 大学院生で指導教員の推薦する者

(3) 日本学生支援機構奨学金その他の各種団体の奨学金等の公的奨学金若しくは何らかの経済的支援を受給中又は申請中の者（留年中及び修業年限の超過により貸与期間が終了している等、奨学金の申請ができない者を除く。）

(4) その他必要な事項は理事長が別に定める。

- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象にすることができな

い。

- (1) 学則で定める留学及び傷病等による休学等の正当な理由がなく、同一学年に留まった者
- (2) 在学期間を通じ修業年限分の減免許可を受けた者
- (3) 第2条第1項第3号の経済的支援（高等教育の修学支援新制度を除く）を申請中であつたが、後日その経済支援に不採用と判定された者
- (4) 高等教育の修学支援新制度による授業料等減免対象者として認定された者（申請の資格があるにも関わらず、必要な手続きを行わず、認定対象でないと判定された者も含む。）
- (5) 当該申請日の属する年度（以下「当該年度」という。）に休学及び退学の予定がある者
- (6) 当該年度に学則による懲戒処分を受けた者又は懲戒処分の予定がある者
- (7) 前各号に定める者のほか、理事長が適当でないと認めた者
（減免の範囲・種類）

第3条 授業料を減免する額は、次の各項の範囲内で理事長が定める額とする。

- 2 国立大学の授業料減免選考基準を定めた文部科学省高等教育局長通知「授業料免除選考基準の運用について（12文科高第二九五号）」により算出した家計評価額が、国立大学の全額免除基準以下の場合、減免額は全額（以下、全額免除という。）又は半額（以下、半額免除という。）とする。
- 3 前項にかかわらず、家計評価額が半額免除の基準に該当する者のうち、総所得金額が理事長の定める額以下の者の減免額は、全額免除とする。
- 4 授業料の減免は、次の各号の方法により行う。
 - (1) 全額免除 当該年度の授業料の金額を免除し、すでに納入済みの授業料がある場合は返還する。
 - (2) 半額免除 免除が決定された時点の直後に納入すべき授業料を免除する。
- 5 第2項から第4項にかかわらず、理事長が必要と認める場合は減免する額及び方法を別に定める。

（減免申請）

第4条 減免の申請は、指定する期日までに所定の申請書に加えて次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 申請者本人の属する世帯の全員の前年の収入又は所得を証明する書類
- (2) 第2条第1項第2号に定める学業成績等を証明する書類
- (3) 第2条第1項第3号に定める奨学金等の受給又は申請を証明する書類
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 申請受付の時期は別に定める。

3 申請者は、学生及び保証人の連名とする。

（減免の決定及び通知）

第5条 理事長は、学生生活保健協議会の意見を聞き、予算の範囲内で減免を許可する者を決定する。

2 理事長は、減免の許可及び不許可について学費を請求する者に通知する。

(授業料の納入期限)

第6条 減免の申請をした者の授業料の納入期限は、必要に応じて別に定める。

(減免の取消)

第7条 理事長は、減免の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生生活保健協議会の意見を聞き、その許可を取り消すことができる。

- (1) 当該年度の途中において第2条第2項第3号から第7号に該当した場合
- (2) 虚偽の申請、その他不正の手段により許可を受けた場合

2 減免を取り消された者は、必要に応じて別に定める期日までに授業料を納入する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する要綱附則に基づき、次の各号のすべてに該当する者は、本学を卒業するまで経過措置の対象とする。

- (1) 学部・大学院学生で、第2条第1項第3号又は第4号に該当し、平成19年度に1期分または2期分の授業料減免を許可された者
- (2) 外国人特別学生でない者

3 授業料等の納付区分の変更に伴う授業料減免の経過措置は別途、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正後1年間については、従前の例による申請も認めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。